

# 〈薬局〉令和6年度診療報酬改定に係る報告項目について

- 令和6年6月以降において、調剤基本料、地域支援体制加算及び連携強化加算に係る報告項目は、令和6年度診療報酬改定後における届出情報をご報告ください。
- 調剤基本料について、特別調剤基本料AまたはBの場合、「6：特別調剤基本料」を選択することでご報告ください。

## 調剤基本料の報告方法

届出情報	報告
保険薬局ではない場合	選択不要です。 G-MIS画面の場合、「オプションを選択」としてください。
調剤基本料1、2または3（イ・ロ・ハ）の場合	該当する調剤基本料を選択ください。
特別調剤基本料AまたはBの場合	「6：特別調剤基本料」を選択ください。

調剤基本料の届出状況

オプションを選択

オプションを選択

- 1：調剤基本料1
- 2：調剤基本料2
- 3：調剤基本料3イ
- 4：調剤基本料3ロ
- 5：調剤基本料3ハ
- 6：特別調剤基本料

## 医療情報ネットでのお知らせ

令和6年6月以降、医療情報ネットでは、以下の画面により案内されます。

都道府県	全国
タイトル	【薬局】令和6年度診療報酬改定に伴う医療情報ネットの公表項目について
更新日時	2024年05月31日 09:05

## お知らせ内容

薬局の令和6年6月診療報酬改定により、特別調剤基本料にAまたはBの区分が新設されますが、医療情報ネットにおいては、令和6年6月以降も区分せず薬局の情報が公表されます。

特別調剤基本料の区分を確認されたい場合は、各地方厚生局のホームページからご確認ください。